

中野市森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

中野市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、本市に存する森林の管理が円滑に行われるよう、市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

本市の森林面積は4,583haで、森林のすべてが民有林となっており、令和4年4月1日時点では、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）のうち10年以上間伐等の施業のない人工林の面積は1,033haであり、間伐等の整備が必要な状態にある。

また、大雨等による山地災害等のリスクが高い斜面沿いの森林や、急傾斜地箇所等の森林及び、森林経営には向かず施業が困難な場所で手入れの遅れている森林では、防災・減災を含む森林の多面的機能が十分に発揮できない。このような森林は、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく必要がある。

現在、市内では北信州森林組合により19林班において森林経営計画が策定されており、間伐等の施業を実施している。今後も、林業経営が成り立つ区域については積極的に森林経営計画を策定していく方針である。

(2) 基本的な考え方

市は、森林経営計画の策定を通じて森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ。）による施業を促しつつ、森林が有する防災・減災機能が求められる区域について、森林経営管理制度の適切な運用を通じ、森林所有者による施業が困難な森林を中心に整備を進めていく。

3 対象森林について

(1) 対象森林の考え方

対象森林は、下記のア～オに該当する森林を除いた「適切な経営管理が行われていない私有林の人工林」（適切な経営管理が行われない恐れのある森林を含む。）とし、防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる人工林とする。

ア 公有林（県有林（県行造林地を含む）、市有林）及び公的団体（国立研究法人森林研究・整備機構森林整備センター、一般社団法人長野県林業公社、市土地開発公社、学校等）が管理する森林

イ 天然林

ウ 保安林

エ 森林経営計画対象森林

オ 上記以外の森林で間伐等の施業実績のある森林

(令和4年4月1日現在)

対象森林の面積及び位置	面積 1,033ha	位置は「別紙1」のとおり
-------------	------------	--------------

また、森林所有者の申出や地域住民の要望等により、当該森林の多面的機能の維持増進が必要と認められる人工林、その他新たに防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる人工林については、必要に応じて随時追加できるものとし、今後の現地調査等により施業の実施が困難な人工林及び施業の必要がないと認められる人工林については、除外できるものとする。

(2) 森林経営管理制度の実施区域及びスケジュール

実施区域は別紙2のとおりとし、令和5年度から開始する。

対象区域の実施順は、令和2年度に行った対象森林のゾーニング（立地環境、社会環境及び森林資源の現況の評価）結果に基づき優先度の高い区域から順次進めるものとする。

4 森林経営管理の方針

事前の意向調査で森林所有者等自らが経営管理を行うとした場合を除き、対象森林は、市による主体的な整備を進めることを基本とし、必要に応じて森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。

森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災・減災機能の向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林経営管理権の設定に先んじて対応することとする。

機能向上の観点から、更新が必要な森林については間伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

6 その他特記事項

実施方針については随時見直しを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、林業普及指導員や地域林業関係者の意見等を聞きながら進めることとし、結果は市民が閲覧できるものとする。

意向調査や現地調査等の結果は、積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の市の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、北信地域の市町村と連携し、情報共有その他連携して進める事項の検討を進める。